

当市発注工事における社会保険等の未加入対策について

国土交通省は、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から、建設業者の社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）の未加入対策に取り組んでいます。社会保険等に参加し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすること等を通じて、公平で健全な競争環境を構築する観点から、平成 26 年 8 月 1 日以降に入札手続を開始する工事において、契約の元請業者及び一次下請業者を社会保険等加入者に限定する取組等を行っています。

そのことから、当市においても、建設工事への入札参加者に対して、経営事項審査等により社会保険等の加入状況を確認するなど未加入者（適用除外者を除く）に対し、社会保険等への加入及び法定福利費の適切な負担を徹底するよう求めています。